

独禁法を再検証！-近時の違反事例を参考に-

独禁法における摘発案件は、ひと頃には比べ落ち着いているように思えますが、その摘発対象は、カルテルや談合といった競業者間の違反行為から、EU競争法のような販売代理店などへの優越的地位の濫用や拘束条件付き取引といった垂直的な制限に軸足を移しているようにも見えます。今一度我が国で何が独禁法違反行為になるのか整理しておくのは如何でしょうか？社内研修にも役立つように、近年の事案にそって丁寧に不公正取引について説明し、また社内で違反を見つけた場合の対処の方法についてもわかりやすくお話します。

	大阪	東京
開催日時	平成29年11月28日(火) 14時00分から16時30分(受付:13時30分より)	平成29年12月4日(月) 14時00分から16時30分(受付:13時30分より)
場 所	堂島ビルヂング 9階	TKP 東京駅前カンファレンスセンター 4階
* 詳しくは裏面会場案内図をご覧ください。		
募集人数	40名	40名
講師	<b>弁護士・ニューヨーク州弁護士 苗村 博子(なむら ひろこ)</b> 1983年大阪大学卒、87年弁護士登録、1996年シカゴ大学ロースクール(LL.M.)卒業、その後Weil, Gotshal & Manges LLP(シリコンバレー)に勤務。1997年ニューヨーク州弁護士登録。1998年に米国でリニエンシーを申請した事件を担当、その後も国際カルテルへの対応案件を担当し、2012年2月バンクーバー国際カルテルワークショップではスピーカーとして日本での対応の問題点を指摘。自動車部品に関する米国司法省の捜査対応も担当。論文等の執筆多数。 <b>弁護士 田中 敦(たなか あつし)</b> 2006年神戸大学法学部、2008年京都大学法科大学院卒業。2009年弁護士登録。個人情報保護法、知的財産、労務等の分野の業務に重点的に取り組んでおり、著作権法や不正競争防止法に関する専門性の高い訴訟において代理人を務めた経験がある。自動車部品に関する米国司法省の捜査対応では、中心的な役割を果たした。	
受講料	無 料	
申込期限	平成29年11月22日(水) * 定員になり次第締切らせていただきます。	

----- 申 込 書 -----

下記にご記入の上、弁護士法人苗村法律事務所宛にEメール、FAX、または郵便でお申し込みください。  
後日 Eメールで受講票をお送り致します。

FAX 番号 : 06-4709-0131 e-mail address: seminar@namura-law.jp

貴社名				
住所	〒			
電話番号			FAX 番号	
参加者氏名	所属部課名	役職名	E-mail アドレス	参加希望会場
				東京・大阪
				東京・大阪

**お申込・ご照会先 : 弁護士法人苗村法律事務所**  
 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルヂング7階  
 TEL: 06-4709-1170 FAX 番号 : 06-4709-0131

\* 直前や無断でのキャンセルはくれぐれもご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

# 会場案内

## 大阪会場

### 堂島ビルディング 9階会議室

(大阪市北区西天満2丁目6番8号)

- ◇ 地下鉄御堂筋線又は京阪淀屋橋駅①番出口を上がり、御堂筋を北へ徒歩5分。
- ◇ JR東西線 北新地駅から、御堂筋沿いに南下し徒歩10分。
- ◇ 車でお越しの場合は梅田新道交差点より御堂筋を淀屋橋方面へ南下し、ビル北側の側道を左折して頂ければ、パーキングがあります。



## 東京会場

### TKP 東京駅前カンファレンスセンター 4階

#### カンファレンスルーム 4A

(東京都中央区八重洲1-5-20)

- ◇ JR「東京駅」八重洲北口1より徒歩1分
- ◇ 東京メトロ銀座線、都営浅草線「日本橋(東京)駅」A3出口より徒歩3分
- ◇ 東京メトロ丸の内線・千代田線・半蔵門線、都営三田線「大手町駅」B9出口より徒歩3分

